

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和5年度第1回武蔵村山市介護保険運営協議会
開 催 日 時	令和5年7月6日（木） 18時30分～20時10分
開 催 場 所	武蔵村山市民総合センター 小会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：矢野委員、後藤委員、横山委員、井上委員、奥下委員、中島委員、佐藤委員、内野委員、藤盛委員、宮本委員、 高齢福祉課長、介護認定給付係長、地域包括ケア係長、高齢者支援係長、管理係長、管理係主任 欠席者：柳澤委員、高齢・障害担当部長 傍聴者：なし
議 題	報告事項1 計画策定の趣旨について 報告事項2 計画策定の体制・スケジュールについて 報告事項3 武蔵村山市の現状について 報告事項4 計画策定に向けたアンケート調査の報告について 協議事項1 介護保険運営協議会会長の互選について 協議事項2 介護保険運営協議会副会長の指名について 協議事項3 将来人口の予測及び要介護等認定者数の推計について 協議事項4 新計画の構成について 協議事項5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営事業者の公募について 協議事項6 地域包括支援センターの指定管理等について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会会長については、矢野委員が選出された。介護保険運営協議会副会長については、後藤委員が指名された。 ・将来人口の予測及び要介護等認定者数の推計については、「武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で使用している人口推計をもととするか、策定委員会で検討を行うことで承認を得た。 ・新計画の構成については、今後国の方針が示されるので変更があるが、現行計画を踏襲することで承認を得た。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の公募を行ったが、去年は申込がなかった。今年度も公募を行う。 ・地域包括支援センターの指定管理について今年度中に選定を実施する。また、来年度1年間を試行期間とし、開業時間の短縮を実施する。 ・次回開催は令和5年8月21日（月）とする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	<p>開会 市長諮問・挨拶 委員自己紹介 高齢福祉課長挨拶 事務局紹介</p> <p>【協議事項1 介護保険運営協議会会長の互選について】 事務局：（協議事項1について説明）</p>

各委員より意見等はないか。

委員： 矢野委員にお願いしたい。

事務局： 異議はあるか。

委員： 異議なし。

事務局： 会長は矢野委員とする。

【協議事項2 介護保険運営協議会副会長の指名について】

会長： 協議事項2「介護保険運営協議会副会長の指名について」事務局から説明をお願いします。

事務局： (協議事項2について説明)

会長： 武蔵村山市民生委員・児童委員協議会の高齢福祉部会長である後藤委員を指名する。

【会議の傍聴、会議録の作成及びホームページへの掲載について】

事務局： (説明)

会長： 公開することを了承いただけるか。

委員： 意義なし

【報告事項1 計画策定の趣旨について】

会長： 報告事項1「計画策定の趣旨について」事務局から説明をお願いします。

事務局： (報告事項1について説明)

【報告事項2 計画策定の体制・スケジュールについて】

会長： 報告事項2「計画策定の体制・スケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

事務局： (報告事項2について説明)

委員： 7月から11月までは毎月1回協議会が実施される予定となっているが、日程は決まっているのか。

事務局： 本協議会と策定委員会は交互に実施していきます。次回の運営協議会は8月21日を予定させていただきたい。

委員： その後のスケジュールは決まっているか。

事務局： 現時点では決まっていない。まとめて事前にお知らせするようにする。

【報告事項3 武蔵村山市の現状について】

会長： 報告事項3「武蔵村山市の現状について」事務局から説明をお願いします。

事務局： (報告事項3について説明)

委員： 保険料だけでは賄えないということだったが、賄えない分はどのように補っているのか。

事務局： 現行計画策定時に算定された保険料額を基に令和3年度から令和5年度を運用している。介護保険特別会計は、基金に積立を行っており、保険給付で収支が不足する場合は、基金を取り崩して、事業運営を行っている。

基金の積立額は少なくなっており、次期計画では介護保険料の基準額の増額を考えざるを得ない状況となっている。ちなみに令和2年度の段階では約4億円の積立があっただが、毎年1.3億円から1.7億円の取り崩しを行っている状況である。介護保険事業は特別会計で運用しており、基金で賄えない部分は市の一般会計

	<p>からの繰入金という形で介護保険事業に補填をしている。</p> <p>会 長： 他に意見はあるか。</p> <p>委 員： 基金の収支がマイナスに転じた理由に、新型コロナの影響はあるか。</p> <p>事務局： 現計画の策定時には、人口や給付を見込んで、保険料を算出している。保険料の増額は生活に直結するもので、令和2年度は新型コロナが始まった時期でもあり、考慮されたと考える。基金は足りないものを補うために積み立てているものである。基金が貯まった時には、保険料の抑制などで活用する必要がある。令和2年度の際には、基金を取り崩すことで保険料の上昇を抑制するという選択をした。介護保険料の余剰分があれば基金に積み立てているが、現状の介護保険給付費を考えると、基金を積み立てる余剰がない状況である。</p> <p>委 員： 令和3年度から在宅サービスの利用が増加しているが、給付費が増えたことは関係があるのか。</p> <p>事務局： 在宅サービスが増えているのには、新型コロナの影響により、介護サービスの利用に繋がった人が増えたことも若干影響していると思われる。計画策定時に想定していたよりも、利用者数も多く、介護保険給付費が想定より増えたという認識である。</p> <p>委 員： 保険料を抑えてサービス量が想定を上回ったから、こういう状況になっているのか。</p> <p>会 長： 基金の取り崩しはどの自治体でもあることで、考慮しなければならなかったのは、市民の暮らしを守るために保険料を抑えたことである。</p> <p>委 員： 7ページの要支援・要介護認定者には、総合事業の利用者は入っているか。</p> <p>事務局： 入っていない。</p> <p>委 員： トータルの介護給付費は、もっとかかっているのか。総合事業対象者の分は入っているのか。</p> <p>事務局： 総合事業の費用は、介護給付費の中には含まれていない。</p> <p>会 長： 総合事業も、忘れてはいけない。委員、地域包括支援センターとしての肌感覚では、どのような印象か。</p> <p>委 員： 介護サービスや総合事業のニーズは高まっている。新型コロナ期は訪問系サービスが増えていた。新型コロナもおさまり、外に出る意欲が高まってきている。運動したいというニーズも今後高まってくるだろう。また、テレビ等で「予防が大事」と言われているため、総合事業も含め、予防で介護サービスを利用するというニーズが高まってくるだろう。団塊の世代が後期高齢者になるので、サービスの利用もこれまで以上に増えてくるだろう。</p> <p>会 長： 数字を裏付ける市民目線の感覚をうかがうことができた。</p> <p>【報告事項4 計画策定に向けたアンケート調査の報告について】</p> <p>会 長： 報告事項4「計画策定に向けたアンケート調査の報告について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局： (報告事項4について説明)</p> <p>委 員： 介護人材のアンケートで離職率が高いのは、それだけ問題があるということだと思われるが、何か対策を検討しているか。</p> <p>事務局： 介護人材の確保については、離職率と確保の難しさが課題である。今年度も介護セミナーという形でイベントを企画したが、そもそも人が来ないというのと、なかなか定着に結び付いていない</p>
--	--

というのが打開できない現状である。

委員： 職種にもよると思う。自分の勤めている事業所では介護職の離職率は高くない。ヘルパー等は高齢化が進んでおり、病気や体調の悪化などで辞める人がいる。一方で新たな人がなかなか入ってこない。新たな人が入らないが、出ていく人が多いということが実際に起きており、課題である。

委員： 単純に考えると給料が安いとか、処遇が悪いためか。

委員： 介護職に関してはそういうことはない。特に特別養護老人ホームに関して言えば、処遇改善の加算があり、日本の平均年収を超えられると思われる。給料を理由に辞することはないが、仕事はハードだと思う。早番・遅番・夜勤の業務があるし、要介護の方も増えている。入所の基準が要介護3以上となったので、ケアが必要な方が多く負担が増えている。

会長： どこかの自治体では介護職になりたい人が多いところもあるようなので知りたいところである。

委員： 外国人の働き手が増えた。近隣市でも外国人が3分の1というところもある。

会長： 学校の就職担当もしており、法人から人材の紹介を依頼されるが、紹介しても他に決まってしまう、行かない人もいる。給料が安いという理由では判断していないようだ。一方で、人材不足に陥っていない自治体もあるようだ。人材確保に関する取組もいろいろ行われているが、上手く機能するとよい。

【協議事項3 将来人口の予測及び要介護等認定者数の推計について】

会長： 協議事項3「将来人口の予測及び要介護等認定者数の推計について」事務局から説明をお願いする。

事務局： (協議事項3について説明)

事務局： 審議する上で、参考の知識として話をさせていただく。資料の2ページ目をみると、令和4年の総人口が71,436人、令和5年には74,156人となっている。その差は2,720人となっている。

令和5年人口は市で作成している「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という計画の中で推計している。この人口推計を基に高齢者数の割合を算出し、介護給付費の総額も算出する必要がある。

介護給付費の総額の推計値が高く出ると、介護保険料も高くなる。実際の人口と推計値とで乖離があると適正な介護保険料の基準額設定ができないということになるので、策定委員会でも推計値の考え方を議論させていただく予定である。

委員： 過去の推計値と実績値との誤差は分かるのか。

事務局： これまでの計画での乖離分は基金として積み上げられる。

会長： 更に推計値を精査して進めていくという認識でよいか。

委員： 認定率とどれくらいの人がサービスを利用しているか、ということが保険料を決める場合には必要だと思うが、どれだけの人がサービスを利用しているかという推移が知りたい。

事務局： 介護保険料は、それぞれの所得の状況により負担額は変わっている。保険料は介護保険サービスの利用があってもなくても、要支援・要介護認定を受けていなくても、40歳以上になると負担していただくこととなる。高齢者が増え、サービスの提供が増えるほど給付費が嵩んでくる。一月当たり約4億円を給付費として負担している。その一部は、高齢者等が負担していただいている介

